

# 第2次岡山県再犯防止推進計画

令和6(2024)年3月

岡山県

## 2目 次

I	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の対象者	2
4	計画の期間	2
II	基本方針及び重点課題	3
1	基本方針	3
2	重点課題	4
III	再犯の防止等に関して今後取り組んでいく施策	5
第1	就労・住居の確保のための取組	5
1	就労の確保	5
2	住居の確保	7
第2	保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組	8
1	高齢者又は障害のある者への支援等	8
2	薬物依存を有する者への支援等	9
第3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	11
第4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	13
第5	民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進のための取組	15
1	民間協力者の活動促進	15
2	広報・啓発活動の推進	16
IV	推進体制	18
1	国・市町村・民間協力者等との連携・協力	18
2	庁内の実施体制	18
3	取組状況の確認と諸情勢の変化への対応	18
	【資料】	
1	担当部局、関係団体及び市町村担当課一覧	20
2	再犯者に関する統計データ	23
3	就労・住居の確保関係の統計データ	23
4	保健医療・福祉サービスの利用促進等関係の統計データ	24
5	学校等と連携した修学支援の実施等関係の統計データ	24
6	民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進関係の統計データ	25
7	岡山県の基礎データ	27

## I 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

岡山県における刑法犯の認知件数は、平成 14(2002)年に戦後最多を記録しました。治安の悪化への不安が広がる中で、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた県民総ぐるみの各種取組により、刑法犯認知件数は減少を続け、令和 5(2023)年には戦後最多当時の約 5 分の 1 になっています。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率である「再犯者率」は高止まりしており、令和 4(2022)年には、刑法犯検挙人員の約半数の 50.3%が再犯者という状況で、全国の「再犯者率」47.9%を上回っています。

また、少年の刑法犯検挙人員に占める犯罪少年の「再犯者率」は、令和 4(2022)年には 35.8%と全国の 31.7%を上回っています。

さらに、犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けての支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま犯罪を繰り返していることもあり、安全で安心して暮らせる岡山県を構築するためには、犯罪や非行の繰り返しを食い止める再犯防止対策を推進する必要があります。

平成 28(2016)年に、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、国は、平成 29(2017)年 12 月に「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」(以下「第一次再犯防止推進計画」という。)を策定し、これに基づく様々な施策を実施し、令和 5(2023)年 3 月には、新たな施策も含めた「第二次再犯防止推進計画」を策定しました<sup>1</sup>。

岡山県でも、平成 31(2019)年 3 月に、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画である「岡山県再犯防止推進計画」(以下「第 1 次県推進計画」という。)を策定し、これに基づく施策を総合的かつ計画的に実施してきましたが、その成果と今後の課題を踏まえ、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現するため、「第 2 次岡山県再犯防止推進計画」(以下「第 2 次県推進計画」という。)を策定し、再犯防止施策をより一層推進します。

---

<sup>1</sup> 国の再犯防止対策における取組  
[https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04\\_00034.html](https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00034.html)

## 2 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画とします。

## 3 計画の対象者

再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」とし、犯罪をした者、非行少年<sup>2</sup>、非行少年であった者（微罪処分<sup>3</sup>となった者、起訴猶予処分<sup>4</sup>になった者、全部執行猶予<sup>5</sup>になった者、入所受刑者、保護観察に付された者<sup>6</sup>、満期釈放者等）のうち支援が必要な者とします。

## 4 計画の期間

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までとします。

---

<sup>2</sup> 非行少年

①犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年））、②触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）、③ぐ犯少年（保護者の正当な看護に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年）

<sup>3</sup> 微罪処分

警察が捜査した事件について、犯罪事実が極めて軽微であり、検察官から送致の手続をとる必要がないとあらかじめ指定されたものについて、送致しないことができる手続

<sup>4</sup> 起訴猶予処分

捜査の結果、犯罪の嫌疑が証拠によって認められる場合でも、起訴の手続をとらず不起訴処分にする事

<sup>5</sup> 全部執行猶予

以前に懲役刑や禁錮刑に処せられたことがないなど一定の条件を満たす場合に、判決で3年以下の懲役刑又は禁錮刑を言い渡すとき、情状により、刑の全部の執行（刑務所に入ること）を1年から5年の範囲で猶予することができる。なお、猶予期間内に再び犯罪を犯すなどしたときは「猶予」が取り消され、刑務所に入ることとなる。

<sup>6</sup> 保護観察に付された者

有罪判決で執行猶予となった者、実刑で服役後に仮釈放された者、少年事件で保護処分として保護観察が選択された者又は少年院から仮退院した者で、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を受ける。

## II 基本方針及び重点課題

### 1 基本方針

再犯防止推進法は、再犯防止のための施策を策定・実施していく上で基本となる4つの「基本理念」を掲げており、これを踏まえ、国の「第一次再犯防止推進計画」では、国が目指すべき方向・視点として、5つの基本方針が設定され、この基本方針は、国の「第二次再犯防止推進計画」においても踏襲されました。

国と連携して施策を推進するためには、目指すべき方向・視点をあわせたものにする必要があることから、本県においても、引き続き、この5つを基本方針とします。

#### 〔5つの基本方針〕

- 1 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、国・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- 5 県民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く県民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

## 2 重点課題

第1次県推進計画では、再犯防止推進法第2章で規定する基本的施策及び国の「第一次再犯防止推進計画」を勘案して、重点的に取り組むべき5つの課題を設定しました。

第2次県推進計画においても、引き続き、以下に掲げる5つの事項を重点課題とし、国や関係団体と十分な連携を図りながら、総合的な視点で取り組みます。

### 〔5つの重点課題〕

- 第1 就労・住居の確保
- 第2 保健医療・福祉サービスの利用促進等
- 第3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 第5 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

### Ⅲ 再犯の防止等に関して今後取り組んでいく施策

#### 第1 就労・住居の確保のための取組

##### 1 就労の確保

###### (1) 現状

- ・全国的に、不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、これまで、国において、犯罪をした者等の就労を確保するため、刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」<sup>7</sup>）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等の取組が行われましたが、本県でも、依然として、保護観察終了時に無職である者や、実際に雇用された後も離職してしまう者が少なくない現状にあります。
- ・令和4(2022)年10月1日現在の本県の協力雇用主<sup>8</sup>の登録数は296社、そのうち実際に犯罪をした者等を雇用しているのは19社で、雇用されている者は20人です。また、建設業が188社と全体の約6割を占めています。

###### (2) 今後取り組んでいく施策

###### ① 就職に向けた支援の充実

###### ア 非行少年に対する就労支援【施策番号1】

非行少年に対する再非行防止対策として、ハローワーク等と連携し、少年の就労に資する取組を推進します。

###### イ 就労支援の充実に向けた検討への協力【施策番号2】

国は、関係機関との連携による就労先の確保、職場定着も含めた就労支援対策について、より効果的な連携体制の在り方を検討するとともに、一層の充実を図るとしています。そのため、県では、刑務所出所者等が経済的に自立し、健全な社会復帰ができるよう、「岡山県刑務所出所者等就労支援推進協議会」（岡山保護観察所主催）に参画し、刑務所出所者等に対する就労支援の充実に向けた検討に協力します。

<sup>7</sup> 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

前科があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために、全国8矯正管区に設置されている（中国地方には、広島矯正管区就労支援情報センターがある。）。ハローワークに受刑者等専用求人を出すにあたって必要となる、受刑者等の希望職種や資格などの情報提供を始めとした採用手続きのための支援を行うことで、雇用のマッチングを進めている。<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/index.html>

<sup>8</sup> 協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために仕事に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを助ける事業主

## ② 協力雇用主の開拓・確保

### ア 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号3】

国は、犯罪をした者等がそれぞれの適性に応じた業種等に就職できるよう支援するため、多様な業種の協力雇用主の確保に努めることとしています。

そのため、県では、協力雇用主の拡大に向け、引き続き、国と連携し、経済団体等に対する広報・啓発を実施します。

### イ 県による雇用【施策番号4】

国の「犯罪をした者等の就労の確保のための取組に係る参考指針<sup>9</sup>」を踏まえ、本県の実情等も勘案し、国や他の都道府県等の動向を注視しながら、その対応について検討します。

### ウ 県による協力雇用主の受注機会の増大【施策番号5】

協力雇用主に関する優遇措置の導入については、入札参加資格審査等の本来の目的である公共調達の実践的な履行、成果物の品質確保、健全な業者・業界の維持・育成等を阻害しないよう留意する必要があることから、国や他の都道府県等の動向を注視しながら、検討することとします。

## ③ 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号6】

障害を有している犯罪をした者等への就労支援は、地域生活支援促進事業<sup>10</sup>を活用しながら「切れ目ない、一体的な支援」を念頭に実施します。

生活が困窮していたり、軽度の障害を有していたりするなど、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対しては、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を活用しながら、「岡山県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」（岡山労働局主催）により、ハローワーク等との連携を図り、一体的な就労支援を実施します。

---

<sup>9</sup> 犯罪をした者等の就労の確保のための取組に係る参考指針

法務省は、令和2(2020)年3月、他の府省庁に参考指針として示し、受注機会の増大を図るための積極的な取組について協力を求めている。<https://www.moj.go.jp/content/001318796.pdf>

<sup>10</sup> 地域生活支援促進事業

障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業

## 2 住居の確保

### (1) 現状

- ・国によると、満期出所者のうち約4割が適当な帰住先<sup>11</sup>が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題があります。
- ・適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために欠かせない基盤であり、再犯防止の上で重要な要素です。
- ・県内には、更生保護施設<sup>12</sup>が2施設、自立準備ホーム<sup>13</sup>が10施設あり、令和3(2021)年に刑務所を出所し、県内に帰住した者253人の約4割は、更生保護施設等に帰住しています。

### (2) 今後取り組んでいく施策

#### ① 地域社会における定住先の確保

##### ア 県営住宅への入居における配慮【施策番号7】

県内に住所等を有しない保護観察対象者等について、県営住宅の入居者資格の一つである「県内に住所若しくは勤務場所を有する者又は新たに県内に居住することが必要と認められる者」に該当する条件を具体的に示すことにより、手続きしやすくなるよう配慮します。

##### イ 賃貸住宅の登録等の促進【施策番号8】

「住宅セーフティネット制度<sup>14</sup>」について、不動産関係団体や支援団体等を通じて周知を図るとともに、市町村等とも連携しながら、保護観察対象者等住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の登録や居住支援法人の指定の促進に取り組みます。

---

<sup>11</sup> 帰住先

刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活していく場所のこと。親族・知人宅のほか、就職先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。

<sup>12</sup> 更生保護施設

主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や、更生緊急保護の対象者を受け入れ、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を行う施設

<sup>13</sup> 自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を実施し、自立を促す施設

<sup>14</sup> 住宅セーフティネット制度

既存の賃貸住宅や空き家等の有効活用を通じて、高齢者、子育て世帯、低所得者、障がい者等の住宅確保要配慮者が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図ることを目的とした制度

## 第2 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組

### 1 高齢者又は障害のある者への支援等

#### (1) 現状

- ・本県における令和4(2022)年の刑法犯検挙人員2,700人のうち、犯行時65歳以上の高齢者の割合は23.7%となっています。
- ・国によると、高齢者の2年以内再入率<sup>15</sup>は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。
- ・矯正施設から出所する者が年々減少する中、県内では、特別調整<sup>16</sup>の対象者数や地域生活定着支援センター<sup>17</sup>による支援の実施件数が増加しています。
- ・犯罪をした者等の中には、福祉的ニーズを抱える者が少なくないことから、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、市町村、地域の保健医療・社会福祉関係機関等と更なる連携強化を図る必要があります。

#### (2) 今後取り組んでいく施策

##### ① 地域生活定着支援センターと矯正施設、保護観察所等の多機関連携の強化

###### 【施策番号9】

犯罪をした者等のうち、高齢又は障害があることにより、自立した生活を営むことが困難な者に対して、円滑に福祉サービス等を利用できるようにするための支援等を行うため、岡山県地域生活定着支援センターを設置しています。

岡山県地域生活定着支援センターでは、保護観察所からの依頼に基づく受け入れ先施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援等を実施していますが、市町村等の理解を深めるとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所、岡山弁護士会、岡山県社会福祉士会等との連携を強化し、岡山県地域生活定着支援センターの機能の充実を図ります。

---

<sup>15</sup> 2年以内再入率

各年の出所受刑者（出所事由が満期釈放又は仮釈放の者）に占める「2年以内再入所者数」の割合で、「2年以内再入所者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目(翌年)の年末までに、前刑出所後の犯罪により再入所した者の人員

<sup>16</sup> 特別調整

高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先のない受刑者や少年院在院者に対して、釈放後速やかに福祉関係機関等による適切な福祉サービスを受けることができるようにするための特別の手続

<sup>17</sup> 地域生活定着支援センター

高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、福祉サービス等につなげ、社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関

## 2 薬物依存を有する者への支援等

### (1) 現状

- ・本県における令和4(2022)年の薬物事犯(覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯)の検挙人員は186人で、そのうち約3割は薬物事犯の再犯者です。
- ・特に、大麻事犯の検挙人員は、6年連続で増加しており、令和4(2022)年中は、検挙人員の約8割を30歳未満が占めるなど、若年層への大麻の広がりが懸念されます。
- ・薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者でもあります。そのため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、関係機関が“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制をさらに強化していく必要があります。

### (2) 今後取り組んでいく施策

#### ① 薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実【施策番号10】

薬物乱用を許容しない環境づくりが、最大の再犯防止策であることを踏まえ、薬物乱用を未然に防止するため、広く県民に対し、薬物乱用の危険性や有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等について、効果的な広報・啓発を実施します。

#### ② 治療・支援等を提供する保健医療機関等の充実及び円滑な利用の促進

##### ア 薬物依存の問題を抱える者等に対する専門医療機関等の拡充及び円滑な利用の促進【施策番号11】

薬物依存の問題を抱える者等が、専門的な相談や入院から外来までの継続的な治療を受けることができるよう、依存症治療拠点機関である岡山県精神科医療センターと県内の専門医療機関との連携強化を図るとともに、依存症治療拠点機関において、薬物依存症に関する取組の情報発信や研修を実施するなど、かかりつけ医等の医療機関への支援や連携体制の整備を推進します。

また、薬物依存の問題を抱える者だけでなく、その家族を始めとした身近な者が相談できるよう、依存症相談拠点である岡山県精神保健福祉センターに、専門の相談員を配置し、その周知や支援に関する情報等についての広報・啓発を行うとともに、引受人懇談会へ参加するなど岡山保護観察所と連携し、相談の円滑な利用の促進に努めます。

## イ 自助グループを含めた民間団体の活動促進【施策番号12】

岡山県精神保健福祉センター、保健所・支所、岡山県精神科医療センター等と連携しながら、相談対象者を適切に当事者支援の民間団体や家族会へつなぎ、団体や家族会活動の活性化を図ります。

また、薬物依存症からの回復に向けて活動している当事者団体や家族会を援助するとともに、家族会の例会開催場所として岡山県精神保健福祉センターの会議室を提供するなど活動を支援します。

### 第3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

#### 1 学校等と連携した修学支援の実施等

##### (1) 現状

- ・令和5(2023)年度の本県の高等学校への進学率は98.6%で、ほとんどの者が高等学校へ進学する状況にあります。
- ・一方、令和4(2022)年中、岡山少年院入院者の25.7%は高等学校に進学しておらず、40.0%は高等学校を中退しています。また、岡山刑務所入所者の29.5%は高等学校に進学しておらず、20.2%は高等学校を中退しています。

##### (2) 今後取り組んでいく施策

###### ① 児童生徒の非行の未然防止

###### ア 学校における適切な指導の実施【施策番号13】

警察官・少年育成官<sup>18</sup>・スクールサポーター<sup>19</sup>等、教職員、ボランティア等が連携し、問題行動の見られる児童生徒に対する声掛け指導等により、少年非行情勢の早期改善を目指します。

また、暴力行為等の問題行動を初期段階で確実に捉え、解決に向けた取組を徹底できるよう、中心となる教職員を育成し、学校における組織的対応を充実させるとともに、教職員の指導力向上を図ります。

さらに、再非行防止の観点も含め、非行防止教室、子どもを性暴力の被害者にも加害者にもしないための教育(生命(いのち)の安全教育)、薬物乱用防止教室等を実施し、児童生徒が正しい知識を持ち、適切な行動ができるよう啓発活動に取り組みます。

###### イ 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号14】

県警察と県教育委員会、各市町村教育委員会の間で、児童生徒の非行や犯罪被害の未然防止に係る情報の共有を図るとともに、学校内外の連携支援を促進させるため、スクールソーシャルワーカー等を配置します。

また、非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、少年の居場所づくり、悩みを抱える子どもや保護者に対するSNSを活用した相談、家庭教育支援チームによる家庭訪問等の実施、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者に対

<sup>18</sup> 少年育成官

少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行う県警察の職員

<sup>19</sup> スクールサポーター

少年の非行防止、通学途上等における児童等の安全確保等に関し、自らの知識及び経験を生かして学校及びボランティア団体の関係者等の活動について指導助言するとともに、各種情報の発信や警戒活動を行う県警察の職員

する教員OB等による学習相談など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進します。

岡山県青少年総合相談センターや県の子ども・若者支援地域協議会である「おかやま子ども・若者サポートネット<sup>20</sup>」において、青少年に関する様々な相談に対して、関係機関が協力して重層的な支援を行います。また、市町村の子ども・若者支援地域協議会設置を促進します。

さらに、県警察において、岡山少年鑑別所と連携し、継続補導<sup>21</sup>対象者へのカウンセリング、心理検査<sup>22</sup>の実施等に取り組みます。

## ② 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実

### 【施策番号15】

矯正施設に入所する者が通信制高等学校への入学を希望する場合や、高等学校に通う生徒が矯正施設に入所した場合は、矯正施設と連携し、適切な支援を行います。

また、矯正施設、保護観察所と連携し、矯正施設からの高等学校等入学者選抜・編入学等において、必要な配慮を行います。

## ③ 学校や地域社会における修学支援【施策番号16】

高等学校中途退学者等に対して、新たな進路に繋がる情報を提供するとともに、支援希望者に対しては、専任コーディネーターによる支援を行います。

また、学習に関する総合的な相談窓口において、学習相談員が相談に応じます。

---

<sup>20</sup> おかやま子ども・若者サポートネット

県内の専門的な関係機関・団体が連携して、ニート、引きこもり、不登校、非行等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者やその家族の方々に対して、切れ目のない支援を行うためのネットワーク

<sup>21</sup> 継続補導

保護者等の依頼があったとき、又は少年の非行の防止上特に必要があると認めるときは、保護者等の協力を得ながら、その問題性が除去されるまで警察官・少年育成官が引き続き行う注意、助言、指導等

<sup>22</sup> 心理検査

人間の知能、パーソナリティ、発達、精神機能や心理状態などがどのようなものであるかを知り、個人や集団を理解するための検査

## 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

### 1 特性に応じた効果的な指導の実施等

#### (1) 現状

- ・再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていくことが必要です。

#### (2) 今後取り組んでいく施策

##### ① 非行少年に対する社会体験活動等への参加の促進【施策番号17】

非行少年と地域社会とのきずなを構築するため、ボランティアや地域住民、関係機関等と連携した修学・就労支援、社会体験活動への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の推進に取り組みます。

##### ② ストーカー加害者に対する指導等

###### ア 被害者への接触防止のための措置【施策番号18】

ストーカー行為等により受刑後仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予となった者については、被害者への接触防止のための指導を徹底するとともに、保護観察所との緊密かつ継続的な連携により、特異動向等を迅速に把握して必要な措置を講じます。

###### イ ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号19】

ストーカー加害者への対応を担当する警察職員は、県内の医療機関と連携し、地域精神科医等にストーカー加害者への対応方法や治療・カウンセリングについて助言を受けるとともに、加害者に受診を勧めるなどの必要な対応を行います。

##### ③ 暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等【施策番号20】

県警察・岡山県暴力追放運動推進センター<sup>23</sup>等は、矯正施設、保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団員に対する暴力団離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有します。

また、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労等の社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を図ります。

<sup>23</sup> 岡山県暴力追放運動推進センター

岡山県民の暴力団排除意識の高揚、行政、地域及び職域における暴力団排除活動の支援等を行い、住みよい社会づくりの実現に寄与することを目的に設立された公益財団法人

**④ 子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号21】**

子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等との連携に努めるなど、再犯の防止に向けて取り組みます。

**⑤ 女性の抱える問題に応じた支援【施策番号22】**

困難な問題を抱える女性の相談に応じるとともに、安全・安心な居場所を提供し、心身の回復から生活面の自立に向かうまでの支援を、関係機関と連携し、実施します。

## 第5 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進のための取組

### 1 民間協力者の活動促進

#### (1) 現状

- ・犯罪をした者等の社会復帰支援は、民間協力者の活動に支えられています。民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動をしています。
- ・県内の保護司は、令和5(2023)年1月1日現在で968人ですが、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいることから、幅広い世代から多様な人材を確保する必要があります。
- ・地域に根ざした更生保護女性会<sup>24</sup>やBBS会<sup>25</sup>等の更生保護ボランティア、非行少年等の立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア<sup>26</sup>、福祉的な支援を行う地域生活定着支援センターや岡山県社会福祉士会、刑事弁護のみならず、社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる岡山弁護士会等の民間協力者は、再犯の防止に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。

#### (2) 今後取り組んでいく施策

##### ① 保護司の確保等【施策番号23】

保護観察所、各種団体と連携して、保護司の社会的な認識や評価の向上を図るための広報を行うとともに、県職員の退職者説明会等でパンフレットを配布するなど、保護司の確保に向けた取組を行います。

##### ② 民間協力者の活動に対する支援の充実

###### ア 少年警察ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号24】

少年警察ボランティアの活動の促進を図るため、ボランティアに関する研修を行うなど、支援の充実を図ります。

---

<sup>24</sup> 更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。令和4(2022)年4月現在、本県の会員数は2,049人

<sup>25</sup> BBS会

Big Brothers and Sistersの略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、令和4(2022)年4月現在、本県の会員数は24人

<sup>26</sup> 少年警察ボランティア

「少年警察協助員」、「少年警察協助員学生会」及び「少年を守る母の会」があり、警察と連携した街頭補導活動、地域における各種会合等を利用した広報啓発活動、児童生徒に対する非行防止教室の支援、少年の居場所づくり・立ち直り支援活動、落書き消し等の環境浄化活動を行い、青少年の健全育成に努めている。

## イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号25】

更生保護ボランティアの活動を促進するため、積極的な広報等により、担い手の確保を支援します。また、更生保護サポートセンター<sup>27</sup>の設置のための県有施設・設備の提供については、施設の使用状況等を勘案しつつ、可能な限り協力します。

## ③ 入口支援における民間協力者との連携【施策番号26】

高齢又は障害がある者等の入口支援<sup>28</sup>をはじめとする再犯防止・社会復帰について、岡山弁護士会、岡山県社会福祉士会との連携の在り方を検討します。

## 2 広報・啓発活動の推進

### (1) 現状

- ・県民にとって再犯の防止等に関する施策は、必ずしも身近なものではないことから、更生の意欲を有する犯罪をした者等が社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する様々な取組を、分かりやすく広報・啓発する必要があります。

### (2) 今後取り組んでいく施策

#### ① 啓発事業の実施【施策番号27】

犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、「再犯防止啓発月間<sup>29</sup>」及び「“社会を明るくする運動”<sup>30</sup>強調月間」である7月を中心に、広く県民各層に訴える広報媒体や広報手法を用いて、広報・啓発を行います。

#### ② 民間協力者の活動に関する広報の充実【施策番号28】

再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、保護司、更生保護ボランティア等の民間協力者の活動について積極的に広報します。

---

<sup>27</sup> 更生保護サポートセンター

保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点

<sup>28</sup> 入口支援

起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組

<sup>29</sup> 再犯防止啓発月間

再犯防止推進法第6条には、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間とする旨が定められている。

<sup>30</sup> 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動

**③ 民間協力者に対する表彰【施策番号29】**

民間協力者による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、民間の再犯の防止等に関する活動を促進するため、社会奉仕の精神をもって更生保護の推進などに貢献した保護司に対して感謝状を授与します。

**④ 法教育の充実【施策番号30】**

高等学校において、現代社会の科目等で、「法や規範の意義及び役割」など、法に関する基本的な見方や考え方を身につけさせる学習の推進を図ります。

## IV 推進体制

### 1 国・市町村・民間協力者等との連携・協力

計画の推進にあたっては、それぞれの役割を踏まえ、国、市町村、民間協力者等と相互に連携・協力しながら再犯の防止等に関する施策を推進します。

また、犯罪をした者等が孤立することがないように、国等と連携し、悩み等の相談に応じ、適切な支援につなげるとともに、市町村における再犯防止等の取組が円滑に行われるよう、研修会等を開催し、情報共有や理解促進を図ります。

### 2 庁内の実施体制

知事部局、教育庁、警察本部の関係部局で構成する「再犯防止推進連絡会議」を開催して、情報の共有等を図りながら、庁内各部局が相互に連携して施策に取り組み、全庁一丸となって計画を推進します。

### 3 取組状況の確認と諸情勢の変化への対応

計画に記載した各施策の取組状況については、毎年度、「再犯防止推進連絡会議」を開催して確認するとともに、より効果的な施策の在り方について検討する等必要な見直しを行います。

また、再犯防止の取組については、今後、様々な社会情勢の変化や国の政策の展開等も見込まれることから、適切な情報収集を図り、変化に対応できるよう、関連施策等について適時適切に見直すこととします。

#### “幸福（しあわせ）の黄色い羽根”について

“幸福（しあわせ）の黄色い羽根”は、犯罪のない幸福で明るい社会を願うという意味が込められています。

更生保護のシンボルマークであるひまわりの黄色と、刑期を終え出所した男性を温かく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福の黄色いハンカチ」（昭和 52（1977）年、山田洋次監督）から着想を得て、“社会を明るくする運動”への賛同を示す身近な協力のしるしとして、平成 20（2008）年に生まれました。



## 【資料】

1 担当部局、関係団体及び市町村担当課一覧

(1) 担当部局一覧 (令和6(2024)年1月1日時点)

施 策	担当部局
第1 就労・住居の確保のための取組	
1 就労の確保	総務部
	県民生活部
	子ども・福祉部
	産業労働部
	土木部
	出納局
	警察本部
2 住居の確保	土木部
第2 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組	
1 高齢者又は障害のある者への支援等	子ども・福祉部
2 薬物依存を有する者への支援等	保健医療部
	警察本部
第3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	
1 学校等と連携した修学支援の実施等	総務部
	保健医療部
	子ども・福祉部
	教育庁
	警察本部
第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	
1 特性に応じた効果的な指導の実施等	子ども・福祉部
	警察本部
第5 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進のための取組	
1 民間協力者の活動促進	県民生活部
	警察本部
2 広報・啓発活動の推進	県民生活部
	教育庁

(2) 関係団体一覧 (令和6(2024)年1月1日時点)

団体名	電話番号
岡山保護観察所	086-224-5661
岡山刑務所	086-229-2531
岡山少年鑑別所 (おかやま法務少年支援センター)	086-281-1171
岡山少年院	086-282-1128
岡山地方検察庁	086-224-5651
岡山労働局	086-801-5108
岡山県地域生活定着支援センター	086-226-2840
(福) 岡山県社会福祉協議会	086-226-2822
(地独) 岡山県精神科医療センター	086-225-3821
NPO法人岡山ダルク	0869-24-7522
岡山県保護司会連合会	086-226-2460
更生保護法人岡山県更生保護協会	086-223-3455
更生保護法人備作恵済会古松園	086-225-2475
更生保護法人美作自修会	0868-22-2087
岡山県更生保護女性連盟	080-6319-1200
岡山県BBS連盟	086-224-5661
特定非営利活動法人岡山県就労支援事業者機構	086-206-7004

(3) 市町村担当課一覧 (令和6(2024)年1月1日時点)

市町村	担当課	電話番号
岡山市	保健福祉局保健福祉部福祉援護課	086-803-1218
倉敷市	保健福祉局社会福祉部福祉援護課	086-426-3321
津山市	環境福祉部環境生活課	0868-32-2056
玉野市	健康福祉部福祉政策課	0863-32-5555
笠岡市	健康福祉部地域福祉課	0865-69-2133
井原市	健康福祉部福祉課	0866-62-9516
総社市	市民生活部交通政策課	0866-92-8249
高梁市	健康福祉部福祉課	0866-21-0265
新見市	総務部総務課	0867-72-6204
備前市	保健福祉部社会福祉課	0869-64-1827
瀬戸内市	福祉部福祉課	0869-24-8843
赤磐市	市民生活部協働推進課	086-955-1114
真庭市	健康福祉部福祉課	0867-42-1581
美作市	総務部総務課	0868-72-1111
浅口市	企画財政部くらし安全課	0865-44-9006
和気町	総務部危機管理室	0869-93-1123
早島町	総務課	086-482-0611
里庄町	総務課	0865-64-3111
矢掛町	町民課	0866-82-1011
新庄村	総務企画課	0867-56-2627
鏡野町	総合福祉課	0868-54-2986
勝央町	税務住民部	0868-38-3111
奈義町	総務課	0868-36-4111
西栗倉村	総務企画課	0868-79-2111
久米南町	税務住民課	086-728-2115
美咲町	住民生活課	0868-66-1114
吉備中央町	住民課	0866-54-1316

## 2 再犯者に関する統計データ

○ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（令和4（2022）年）

	検挙人員	再犯者数	再犯者率	出典
全 国	169,409人	81,183人	47.9%	警察庁犯罪統計資料
岡山県	2,700人	1,357人	50.3%	岡山県警察本部調査

○ 少年犯罪の検挙人数、再犯者数及び再犯者率（令和4（2022）年）

	検挙人員	再犯者数	再犯者率	出典
全 国	14,887人	4,715人	31.7%	犯罪白書(令和5年版)
岡山県	299人	107人	35.8%	岡山県警察本部調査

## 3 就労・住居の確保関係の統計データ

### (1) 就労の確保関係

○ 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（令和4（2022）年）

	終了者	無職者	割合	出典
全 国	22,915人	5,534人	24.6%	保護統計年報(令和4年)
岡山県	273人	93人	34.1%	岡山保護観察所調査

○ 協力雇用主数（A）、実際に雇用している協力雇用主数（B）及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数（C）（令和4（2022）年10月1日時点）

	(A)	(B)	(C)	出典
全 国	25,202社	1,024社	1,384人	法務省調査
岡山県	296社	19社	20人	岡山保護観察所調査

○ 協力雇用主の内訳

上段：協力雇用主数（社）、下段：構成比率（%）

（令和4（2022）年10月1日時点）

	建設業	サービス業	製造業	卸小売業	運送業	公共事業	農林漁業	鉱業	その他
全国	14,192社	4,039社	2,266社	1,040社	1,050社	825社	474社	19社	1,297社
	56.3%	16.0%	9.0%	4.1%	4.2%	3.3%	1.9%	0.1%	5.1%
岡山県	188社	27社	30社	6社	16社	3社	4社	0社	22社
	63.6%	9.1%	10.1%	2.0%	5.4%	1.0%	1.4%	0.0%	7.4%

出典：法務省調査、岡山保護観察所調査

## (2) 住居の確保関係

○ 刑務所満期出所者のうち、帰住先がない者の数及び割合（令和4(2022)年）

	満期出所者	帰住先無	割合	出典
全 国	6,292人	2,678人	42.6%	矯正統計年報(令和4年)
岡山県	5人	0人	0.0%	岡山刑務所調査

○ 刑務所出所者の帰住先（人）（令和4(2022)年）

	総計	父母	配偶者	兄 弟 姉 妹	その他 親 族	知人	雇 主	社会福 祉施設	更生保護 施設等	左記に含ま れない自宅	その他
全 国	17,142	4,497	1,448	714	655	1,419	450	462	4,121	519	2,857
岡山県	13	3	0	1	0	0	0	0	8	1	0

出典：矯正統計年報(令和4年)、岡山刑務所調査

## 4 保健医療・福祉サービスの利用促進等関係の統計データ

### (1) 高齢者又は障害のある者への支援等関係

○ 刑法犯として検挙された者のうち65歳以上の割合（令和4(2022)年）

	検挙人員	高齢者数	割合	出典
全 国	169,409人	39,144人	23.1%	犯罪白書(令和5年版)
岡山県	2,700人	641人	23.7%	岡山県警察本部調査

## 5 学校等と連携した修学支援の実施等関係の統計データ

○ 高等学校進学率（令和5(2023)年3月卒業者）

	進学率	出典
全 国	98.7%	学校基本調査
岡山県	98.6%	学校基本調査

○ 少年院入院者中の高等学校に進学していない者の割合（令和4年(2022)年）

	未進学率	出典
全 国	21.6%	矯正統計年報(令和4年)
岡山県	25.7%	岡山少年院調査

○ 刑務所入所受刑者中の高等学校に進学していない者の割合（令和4(2022)年）

	未進学率	出典
全 国	32.5%	矯正統計年報(令和4年)
岡山県	29.5%	岡山刑務所調査

○ 少年院入院者中の高等学校中退率（令和4（2022）年）

	中退率	出典
全 国	56.5%	矯正統計年報（令和4年）
岡山県	40.0%	岡山少年院調査

○ 刑務所入所受刑者中の高等学校中退率（令和4（2022）年）

	中退率	出典
全 国	24.0%	矯正統計年報（令和4年）
岡山県	20.2%	岡山刑務所調査

## 6 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進関係の統計データ

### （1）民間協力者の活動促進関係

○ 保護司数及び保護司充足率（令和5（2023）年1月1日時点）

	定数	保護司数	充足率	出典
全 国	52,500人	46,956人	89.4%	法務省調査
岡山県	1,042人	968人	92.9%	法務省調査

○ 更生保護女性連盟の会員数（令和5（2023）年4月1日時点）

	会員数	出典
全 国	127,307人	犯罪白書（令和5年版）
岡山県	2,049人	岡山保護観察所調査

○ BBS会の会員数（令和5（2023）年1月1日時点）

	会員数	出典
全 国	4,404人	犯罪白書（令和5年版）
岡山県	24人	岡山保護観察所調査

○ 自立準備ホームの数（令和5（2023）年4月1日時点）

	施設数	出典
全 国	506施設	犯罪白書（令和5年版）
岡山県	10施設	岡山保護観察所調査

○ 更生保護施設の数（令和5（2023）年4月1日時点）

	施設数	出典
全 国	102施設	犯罪白書(令和5年版)
岡山県	2施設	岡山保護観察所調査

○ 更生保護サポートセンターの数（令和4（2022）年）

	施設数	出典
全 国	886施設	岡山保護観察所調査
岡山県	19施設	岡山保護観察所調査

（2）広報・啓発活動の推進

○ “社会を明るくする運動” 行事参加人数（令和4（2022）年）

	参加者	出典
全 国	1,284,167人	法務省調査
岡山県	38,328人	岡山保護観察所調査

## 7 岡山県の基礎データ

### (1) 20歳以上の者

#### ① 検挙者数（令和4（2022）年）（※1）

- ・刑法犯：2,401人（うち再犯者：1,250人 再犯者率：52.1%）
- ・特別法犯：878人

#### ② 起訴猶予者数（令和4（2022）年）（自動車による過失致死傷等及び道路交通法等被疑事件を除く）（※2）

- ・刑法犯：906人
- ・特別法犯：466人

#### ③ 執行猶予者数（令和4（2022）年）：537人（※2）

#### ④ 罰金・科料者数（令和4（2022）年）（※2）

- ・罰金：3,282人
- ・科料：79人

#### ⑤ 岡山刑務所出所者数（令和4（2022）年）（※3）

- ・満期釈放：5人
- ・仮釈放：8人

### (2) 少年

#### ① 検挙者数（令和4（2022）年）（※1）

- ・刑法犯：299人（うち再犯者：107人 再犯者率：35.8%）

#### ② 少年事件において家庭裁判所の審判を受けた者の内訳

（令和4（2022）年）（※4）

- ・検察官送致：42人
- ・少年院送致：40人
- ・保護観察決定：276人
- ・児童自立支援施設等送致：2人
- ・県知事・児童相談所送致：3人
- ・不処分決定：175人

#### 出典

※1：岡山県警察本部調査

※2：検察統計年報（令和4年）（法務省）

※3：岡山刑務所調査

※4：司法統計年報（少年事件編）（令和4年）（最高裁判所事務総局）